



【三郷町から転出される方へ】

三郷町役場
 TEL: 0745-73-2101

☆新しい住所地へお住まいになった日から14日以内に、新住所地の市区町村役所(場)で転入届を提出してください。
 ☆転入届には、「転出証明書(マイナンバーカードによる特例転入の場合不要)」「本人確認書類」「印鑑」(「代理申請の場合委任状」)が必要です。
 ★転出を取りやめた時は、必ず三郷町役場へ転出取消しの届出をしてください。

対象になる方	三郷町での手続き	転入先での手続き
住民福祉課(庁舎1F)		
マイナンバーカード 住民基本台帳カード をお持ちの方	転出をされても、継続して利用することができます。ただし、署名用電子証明書は抹消になります。	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを提出し、継続利用の手続きをしてください。また、必要に応じ、署名用電子証明書の再発行もしてください。
印鑑登録をされている方	転出(予定)日付けで印鑑登録を抹消します。	必要な方は、登録される印鑑を持参し新たに手続きをしてください。(詳しくは転入先へお尋ね下さい。)
本人通知制度の登録者の方	三郷町へ住所変更の申出をしてください。申出がない場合、通知書を正しいご住所へお届けできない可能性があります。	市町村により、本人通知制度を実施していない場合がありますので、転入先でも本人通知制度への登録をご希望の場合は転入先へお尋ねください。
療育、身体障害、精神障害等の手帳をお持ちの方	手続きが必要です。	住所変更の手続きをしてください。また、県外への転出の場合に療育手帳を持っている方は新たに手続きをしてください。
保険課(庁舎1F)		
国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方	保険証を持参のうえ、手続きをしてください。	必要な方は、新たに手続きをしてください(詳しくは転入先へお尋ねください)。
子ども、心身障害者、ひとり親等、各医療費助成制度を受けている方	資格喪失届と医療証の返納の手続きをしてください。	転入先の市区町村で制度の有無などについてお問い合わせください。「所得証明書」が必要になる場合がありますので、あらかじめ転入先に確認のうえ持参してください。
水道課(庁舎3F)		
転出・転居される方	新しく入居された方は、水道の使用開始手続きが必要です。 ※開始手続きは印鑑と手数料300円が必要です。	転入先へお問い合わせください。
住環境政策課(庁舎3F)		
犬の飼い主の方へ	登録事項変更届をしてください。	転入先へ天鑑札を持って、手続きをしてください。
こども未来課(保健センター)		
幼稚園、保育園に通園、学童保育を利用の方	手続きが必要です。	転出後も幼稚園、保育園、学童保育を利用される方は、転入先での手続きが必要です。(詳しくは転入先へお尋ねください。)
児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方		住所変更の手続きをしてください。
児童手当を受給されている方	消滅の手続きをしてください。	認定の手続きをしてください。
長寿健康課(保健センター)		
介護保険証をお持ちの方	介護保険証の返却の手続きをしてください。	転入先へお問い合わせください。
三郷町で介護認定を受けている方	介護認定の証明書発行の手続きをしてください。	三郷町で発行した介護認定証明書を転入先の介護保険担当課に提出し、介護認定継続の手続きをしてください。
教育総務課(文化センター2F)		
(公立)小、中学校の児童、生徒	学校及び教育総務課で手続きをしてください。	在学証明書等を持って、手続きをしてください。(詳しくは転入先へお尋ねください。)

※各種サービスの詳細につきましては、お手数ですが、各担当課までお問い合わせください。